

**平成30年第4回七戸町議会定例会
会議録（第4号）**

平成30年12月7日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 報告第 22号 | 専決処分事項の報告について
(平成30年度七戸町一般会計補正予算(第5号)) |
| 日程第 2 | 報告第 23号 | 専決処分事項の報告について
(工事請負変更契約の締結について(道の駅造成駐車場整備工事)) |
| 日程第 3 | 報告第 24号 | 専決処分事項の報告について
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて) |
| 日程第 4 | 報告第 25号 | 専決処分事項の報告について
(工事請負変更契約の締結について(天間西小学校屋内運動場等大規模改造工事)) |
| 日程第 5 | 議案第 91号 | 七戸町いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会設置条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 92号 | 七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 93号 | 七戸町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 94号 | 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 95号 | 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第 96号 | 七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第 97号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸町文化村物産館) |
| 日程第12 | 議案第 98号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(天間西児童センター) |
| 日程第13 | 議案第 99号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸町公園施設) |
| 日程第14 | 議案第 82号 | 平成30年度七戸町一般会計補正予算
(第6号) |

- 日程第 1 5 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 1 6 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 1 7 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度七戸町介護保険特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 1 8 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 1 9 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 2 0 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 2 1 議案第 8 9 号 平成 3 0 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 2 2 議案第 9 0 号 平成 3 0 年度七戸町水道事業会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 2 3 報告第 2 6 号 七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価(平成 2 9 年度事務事業分)に関する報告につ
いて
- 日程第 2 4 発議第 9 号 相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書の
提出について
- 日程第 2 5 発議第 1 0 号 被害者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出につ
いて
- 日程第 2 6 発議第 1 1 号 教育の無償化・負担軽減に関する意見書の提出について
- 日程第 2 7 委員会報告書について(各常任委員会及び議会運営委員
会)
- 日程第 2 8 閉会中の継続調査申出書について(各常任委員会及び議
会運営委員会)
- 遡暁第 1 議案第 1 0 0 号 工事請負変更契約の締結について
(七戸運動公園テニスコート改修工事)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(16名)

議 長 16 番 田 嶋 輝 雄 君 副議長 15 番 三 上 正 二 君

1 番	二ツ森 英 樹 君	2 番	小 坂 義 貞 君
3 番	澤 田 公 勇 君	4 番	疍 清 悦 君
5 番	岡 村 茂 雄 君	6 番	附 田 俊 仁 君
7 番	佐々木 寿 夫 君	8 番	瀬 川 左 一 君
9 番	盛 田 惠津子 君	10 番	田 嶋 弘 一 君
11 番	松 本 祐 一 君	12 番	田 島 政 義 君
13 番	中 村 正 彦 君	14 番	白 石 洋 君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	似 鳥 和 彦 君
総 務 課 長	高 坂 信 一 君	支 所 長 (兼庶務課長)	加 藤 司 君
企画調整課長	中 野 昭 弘 君	財 政 課 長	金 見 勝 弘 君
地域おこし 総合戦略課長	田 嶋 邦 貴 君	会 計 管 理 者 (兼会計課長)	田 嶋 史 洋 君
税 務 課 長	附 田 敬 吾 君	町 民 課 長	天 間 孝 栄 君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	小 山 彦 逸 君	健康福祉課長	氣 田 雅 之 君
商工観光課長	附 田 良 亮 君	農 林 課 長	鳥谷部 勉 君
建 設 課 長	仁 和 圭 昭 君	上下水道課長	原 田 秋 夫 君
教 育 長	附 田 道 大 君	学 務 課 長	八 幡 博 光 君
生涯学習課長	鳥谷部 慎一郎 君	世界遺産対策室長	甲 田 美喜雄 君
中央公民館長 (兼南公民館長・ 中央図書館長)	高 田 浩 一 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	高 田 博 範 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	原 子 保 幸 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	天 間 孝 栄 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	原 子 保 幸 君	事 務 局 次 長	中 村 孝 司 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議を傍聴した者（2名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがいまして、平成30年第4回七戸町議会定例会は成立いたしました。
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。
これより、12月6日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 報告第22号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第1 報告第22号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第22号専決処分事項の報告について（平成30年度七戸町一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第23号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第2 報告第23号専決処分事項の報告について（工事請負変更契約の締結について（道の駅造成駐車場整備工事））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
発言を許します。ありませんか。

12番。

- 12番（田島政義君） 美術館の前の駐車場もそうなのですが、全部一般駐車場になっている。この前、マイクロバスが2台か3台、学校の生徒が乗ったものがとまっていたのですが、こっち側には大型がとまるようなラインが引いていないので、何とか美術館の前のほうに昔みたいに二、三台、大型もとまれるようにラインがあればいいのかなと思うのだけれども、あれは恐らく国のほうのあれで、ああいうふうになったと思うのですが、検

査が終わってお金をもらったら直すのは、もし直せたらその辺を。どうですか、町長。

○議長（田嶋輝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） おはようございます。お答えいたします。

工事が全部終わりましたので、落ち着いたら美術館側とも協議しながら、実際終わってみて、駐車場等の車の動き、動向等を確認した上で、直せる部分は直していきたいと思えます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 今の新しい国道の交差点のところなのですけれども、例えばうちのほうから、隣のほうから来たときに、もしくは旧国道4号線から町から入るときと、そこがラッシュみたいになるのですけれども、本来、道の駅に行く人は大体左に曲がるわけです。だから、そろそろ曲がるわけです。ところが、もうちょっと真つすぐ行っても道の駅の後ろから入られる道路があるでしょう。もしよければ、こっちからも入られるという誘導の看板があれば、私はスピードを出しながら行けるから、すんなり左に入っていくのに渋滞にならないような感じがするのだけれども、そういうことを考えていないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） おはようございます。お答えいたします。

今の状況等で、いわゆる国交省関連の道路部分になりますので、関係機関、そこらには今の事情等もちょっと説明して、できるかどうか判断したいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 私が言うのは、こっちからも入られますよという看板をつけてほしいなという意味なのですけれども。どのように今、解釈していましたか。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

先ほどの回答の私の考え方というのは、あくまで道路標識上の看板ということで考えておりましたので、違う意味で営業施設用として考えるのであれば、町側で当然考えなければならぬと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 今言ったとおりに町側としたら、町の町長はどういうふうな判断をするのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 道路標識として正式にやるというのであれば、これは警察の協議あるいはまた国土交通省との協議で、そういう案内標識で、町の判断ということになれば、町の敷地の中に、そっちからも入られますよというような看板をつくるということに

なると思います。あそこは、恐らく歩道があって、比較的に見やすい場所にあるのかなとは思いますが、ですから、その辺は実際あそこに立ってみて、本当はどっちもつけばいいのですけれども、その辺は両にらみで渋滞解消のために、確かにおっしゃるとおり、もうちょっと行くと左折できて、もう道の駅の駐車場に入ることができますので、それは今後検討いたします。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） ということは、例えば家畜市場に行くときとか、いろいろな用事が、きょうも市場があるのですけれども、時に混雑するのです。こう見ていたら、もうわかる人は、向こう側の橋を越えたほうの裏側、北側のほうから出たり入ったりしているのです。あそこを曲がってすぐ信号機でしょう、信号機。だからそこでぶつかるのですよね。だから、もしよかったら、そこは早目に検討してくれれば、まして冬だから、のろのろ運転が始まるから。夏でも大変困っているという、牛飼いのほうの畜産組合のほうではそういう話も出ていました。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第23号専決処分事項の報告について（工事請負変更契約の締結について（道の駅造成駐車場整備工事））は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 報告第24号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第3 報告第24号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第24号専決処分事項の報告について(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)は、原案のとおり承認されました。

○日程第4 報告第25号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第4 報告第25号専決処分事項の報告について(工事請負変更契約の締結について(天間西小学校屋内運動場等大規模改造工事))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第25号専決処分事項の報告について(工事請負変更契約の締結について(天間西小学校屋内運動場等大規模改造工事))は、原案のとおり承認されました。

○日程第5 議案第91号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第5 議案第91号七戸町のち支える自殺対策ネットワーク推進協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第91号七戸町のち支える自殺対策ネットワーク推進協議会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第92号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第6 議案第92号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第92号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、議案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第93号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第7 議案第93号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第93号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第94号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第8 議案第94号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第94号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第95号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第9 議案第95号特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第95号特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第96号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第10 議案第96号七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第96号七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第97号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第11 議案第97号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町文化村物産館）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

15番。

○15番（三上正二君） 一般質問でも出ましたけれども、町長からお伺いします。

前のときにこの株式会社物産協会かな、協会もいろいろな問題があって、それで産直のほうを分離したわけなのですけれども、確かにこれからある方向という形のほうであるために3年間の短い期間で指定管理をすると、ここはわかるのですけれども、にしても、今まで同じ形、七戸町は筆頭株主ですよね。その形の中において、将来の目標はわかるし、3年間というのはそのためにやることはわかります。方向性はわかるのですけれども、何かこの物産協会のほうで人事とかそういうので何か変わるのですか。そのままの形で、ただ期間だけを3年間にしたということなのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

春以来、いろいろな混乱がありました。そして、七彩館と、いわゆる物産館、二つを分けてという、その状況で今来ました。一般質問の中にもありましたけれども、本来、二つに分離してやるというのは、やはり理想の姿ではないと。やはり一体的な総管理すべきということで、そういう実は努力を今までやってきましたけれども、残念ながら、その物産協会のほうの、いわゆる職員体制、人事の体制、これがまだしっかり変わっておりません。いろいろな申し入れというのはしておりますし、それに向けてのいろいろな動きというのはあっております。ですから、とりあえずもう指定管理の指定する期間が来ましたので、とりあえずはこういうことで提案をします。今まで5年というのが3年と。それも3年にこだわらずに、その体制ができた時点で一体的に、本来の姿で管理運営できるような、そういう体制づくりというのはしていきたいというふうに思っております、いろいろ申し入れしております。それで、恐らく4月、5月ごろ、いろいろなスタッフの変更というのもあろうかというふうに思っておりますので、その辺をにらみながら、やはりちゃんとした理想の、いわゆる組織体制をつくって、そして一体的に管理するような、そういう方向を、3年ですけれども、早いうちに目指していきたいと、そういうことで提案しましたので、御理解いただきたい。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） 二通りに聞こえるのです。本来はこの一体管理するのは、これは理解しているつもりなのです。そのために3年かけるというのも理解しているつもりです。ただ、筆頭株主であることは間違いないのでしょうか、町が。それで、その形の中で指定管理という形の立場の今、議案でかかっているのですけれども、これと指定管理する立場というのと、それから筆頭株主と、これは意味が違いますよね。筆頭株主ということになれば、ただ総会が5月なのかな、だからまだ今のところは、体制ができないということなのですけれども、その総会が行われる前に筆頭株主として申し入れと、それから指定管理者としても申し入れもあろうかと思うのですけれども、その形の中で、例えば人事の形の中で、細かいことは申しませんが、いろいろな問題のある人事もあったわけです。だから、そのために言うのです。同じままの形の、変わらない形になるのですかと。それでも5月だから、それは変えますとは言えないと思うのですけれども、その方向性、さっきからそれが、先ほど町長が答弁した形の中では、うまく機能して人事がなれば、また物産協会にそのまま一体管理で前みたいにするというふうにも捉えかねないので、その辺もう少し明確におっしゃっていただければ。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時25分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

15番。

○15番（三上正二君） 休憩中の話だから、大体趣旨はわかりました。ただ、最後に話

したのですけれども、体制を整えば、それこそ一体管理する。ここは理解しているのです。一体管理の形が、物産協会のほうで体制を整えば、そこにやるという意味なのか。そこら辺だけは、それも踏まえて、体制を整えば、体制を直して、それとそういう方向になるというのは、これはこれでわかりました。それで、なったときには、ではその一体管理するというの、方向性はわかっているのです。だけれども、物産協会そのものにその体制を整えばやるということですか。それを踏まえて、どっちなのか、それは。別に、別の組織のところでやりたいという意味なのか。言い方が悪いのかな。今、町長、ややもすればですよ、今の物産協会の形はいろいろな3年間という期間がありますので、その形は調整すると、それはよくわかりました。でも、そういうふうに体制は、そのとおりになりましたと。なったときに3年間という期間ですから、さっきも言ったように、3年前でも体制を整えば一体的な管理をしたいと、それも理解できます。でも、それからそのときになすのは物産協会そのものですか。それとも改めて、物産協会も含む別の形の体制の一体的な管理という意味ですか、どちらですか。

言っていること、わからないかな。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） いや、よそにやるとか、一言も言っておりません。3年間という形で今、物産協会に指定管理と。これをまずしたいということで提案をしておりますので。それで、今まで実は七彩館ができたときに、それを追加で管理指定と、そういうことが実はありました。七彩館ができたときに。ですから、今の場合は恐らく、いわゆるその人事の体制、職員の体制、そういったものがよかれという理想の形にいけば、七彩館も加えた、いわゆるそれを加えた全体のを物産協会に、とりあえず3年というあれですから、やるということも考えられます。何も、別に面倒くさいことではないです。よその組織でとか何とかというのは一切まだ言っておりませんし、考えてもおりません。それで、管理に、公募によらないでそれをやったということですから。それで、今までも1年間、1年まだたっていませんが、春のことですから。いろいろ努力してきましたが、なかなか七彩館も加えたその体制にはまだ行かないと。それが職員体制もありますし、さまざまな面で。ですから、これも引き続き、早いうちに努力をして、そして一体的な管理ができるように、それをやっていきたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番。

○4番（昴 清悦君）
.
.
.
.
.
.

・・・・・・・・・・・・・・・・

もう一つは、一般質問でもしましたけれども、商売をやる人が、個人なら難しいかもしれないけれども、50人くらいも職員がいる中で、今どきインターネットでホームページも持たない。桜田大臣のように、インターネットのセキュリティーではもう世界トップクラスで安全性が高いかもしれないのですけれども、余り褒められたことではなくて、そういった部分でも本当に適しているのかと。黒字だったからいいではなくて、本来もっと町のほうの仕様書というか要望内容、これぐらいのことはやってもらいたいというのが、レベルが高ければもっと黒字が出ていたと私は思っています。・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（田嶋輝雄君） では、一番覚えているのは副町長だと思うので。

副町長。

○副町長（似鳥和彦君） これは、会社の代表取締役で、行政としては、これは述べるべき問題ではないような気がします。気がしますというか、述べることではございません。一会社の代表取締役の経歴というのは、こちらでは、行政側としては言うべきことではないと理解していますが。

○議長（田嶋輝雄君） 休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時41分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

4番議員のほうの発言の中で不適切な発言があります。このことにつきましては、私のほうで精査いたしまして削除をさせていただきますけれども、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第97号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町文化村物産館）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 2 議案第 9 8 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 1 2 議案第 9 8 号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（天間西児童センター）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 9 8 号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（天間西児童センター）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 3 議案第 9 9 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 1 3 議案第 9 9 号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町公園施設）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 9 9 号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町公園施設）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 4 議案第 8 2 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 1 4 議案第 8 2 号平成 3 0 年度七戸町一般会計補正予算

(第6号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

10ページから13ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、歳出に入ります。

14ページ、1款1項1目議会費から、26ページ、4款2項1目塵芥処理費まで、発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、26ページ、6款1項1目農業委員会費から、37ページ、13款2項10目公共用施設維持基金費まで、発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

6番。

○6番(附田俊仁君) 全般ということで、都市計画法についてちょっとお伺いしたいのですが、先般荒熊内の地域に都市計画の計画を策定したわけなのですが、その中で都市計画道路とか、あと水道とか町のインフラと言われているものの計画も入っていますでしょうか。

○議長(田嶋輝雄君) 建設課長。

○建設課長(仁和圭昭君) お答えします。

ちょっと確認したいのですが、今の質問事項というのは今の荒熊内地区開発計画の地区に対して都市計画上の道路設定がなされているか、用途区域がなされているかということによろしいですか。

お答えします。

今のところ、今の畜協用地に係る都市計画法上の用途区域、これは設定されておりません。いわゆる全面道路等についても、今のところ都市計画道路等の設定もされていないという状況であります。

しかしながら、今後の整備する上で、財源確保がどうしても必要だとことも今検討しているところなのですが、その上で、いわゆる都市再生整備計画事業、いわゆるこの国庫上、旧まちづくり交付金事業になるのですが、そういった活用する場合は、当然ながら都市計画設定、用途区域が最低限必要だということが言われております。これに向けて来年、我がほうで一応地区設定、用途区域設定ができるかどうかの検討、見直しができるかということで、これはいわゆるマスタープラン策定がまた必要になりますので、そこら辺は検討したいと思っております。

○議長(田嶋輝雄君) 6番議員。

○6番（附田俊仁君） 計画そのものがこれからという認識でいいのですね。

全く関係ないことなのですけれども、きのう実は榎林、貝塚辺りで断水したのですけれども、聞いたら、消火栓に車がスリップしてぶつかって、止水栓をとめたために断水をしたということだったので、これがどういうことかということ、水道課も絡んでくるので、特別会計のほうでは言わないので、今回、この場で一括でやってしまいますけれども、例えば水道本管をやるときでも、例えばバイパスの管をつないで、こっちがとめられてもこっち側で迂回して水が流れるとかという方法論というのはあると思うのですけれども。人間の体の血管と同じで、流れをここはとまっても反対側で流れて、結果として血が細部まで行き渡るといふ、そういう流れというのが当然のごとく、水道管の水道網の中にもなければいけないのですけれども、きのうの場合は、一昼夜、朝までには回復したのでよかったのですが、今、給食センターが榎林にありまして、あそこは本管下から上に持っていつているはずなのです。なので、例えばそこがとめられたときに、事故ですから予期しないときに起きるわけで、それにも耐えられるような強いまちづくりという意味では、そういう水道網なんていうのも、その都市計画の中で、もしくは整備事業計画の中でやっていく必要があって、もう一つには老朽管の布設がえ、金もかかる話なので、一概に全部一気にという話にはならないのですけれども、重要と思われる施設がとまってしまって、町内だけならまだしも、今の場合は東北町も絡んでくる問題もあって、他方面に迷惑がかかるのもちょっとよろしくないなというのがあって、その辺の整備を一緒に考えていかければいけないと思っていので、すけれども。

副町長、その辺も含めて、結局、町全体で都市計画の計画、網がかかっているところというのは限られているじゃないですか。そうすると、当然のごとく予算、補助金をつけなければならぬから、都市計画の網を収益的集落とかそういうのでスポット的にかけていく必要もあると思うのですけれども、その辺、計画というのは今後やりますか、どうですか。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

前日も附田議員から、将来的に町全体のその都市計画整備、網をかけたらどうだという話はあったのですけれども、前回もお答えしたとおり、前回合併してから旧天間林地区のほうにも網をかけたらどうかということでアンケート調査、見直し調査等を行ったのですけれども、まだ時期尚早だということで、まだ1回それは断念したという経緯もございます。ただ、今後、附田議員言われるとおり、そういった検討も当然必要だと感じております。時期的なことはまだ確定はできませんけれども、将来的にはそういった検討も当然必要だと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 6番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 16ページの2款、この補正のほうになって、工事請負費のところ、減額に絡んで。

本庁舎の玄関を直すときに、一番最初に屋根と屋根の間があいていて、町民からクレームが来て、私が来て見たらそのとおりでした。ということで、当時町長がいなくて副町長に言ったら、後でこれにふたをするのではないかということで、私は、その回答に関して不思議に思ったので、今度は財政課に行って図面を見たら、確かにそのとおりになっていました。何でそういうふうにならなければならなかったということも財政課長から聞きました。そうしたら、庁舎とくっつけてやると、いろいろなことを調べなければならないということで経費がかかるということでやらなかったと。ところが、私たち、今中部にいて、不整備な建物を建てたところには、消防法でチェックして、毎日、毎年、200件くらい訪問してやっているわけです。私が思うのは、もし消防法に、例えばそういう経費がかかるから後から補強してやったと言ったら、不整備なことをやったというように捉われるのですけれども、もし消防法に触れた場合は、どういうふうになるのですか。

もう一つ、一般住民に関してはそういうところに行ったら、ちゃんと精査してやれよと指導歩いて、消火栓、もしくは何かを置いたりするように指導になっているのですけれども、そういうことで触れるということはないのですか、そういうのが触れてくるから、経費がかかるからやめたように私が捉われるのだけれども、確かなことはわからないけれども、もし調べたらそういうふうになった場合、どうするのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

まず、キャノピーの建設工事にかかわってのその不正的なことは一切しておりません。というのは、建設段階において、先ほど議員がおっしゃったとおり、もう最初からくっつける工事をすると、設計等でかなりの日数を要する。これはなぜかというと、この本庁舎の建物の構造自体も調査しなければいけませんし、もしかすると敷地内の建物とか、そういったものの調査費までかかわってくると。そうすると、設計費用がもう今の倍以上になるというふうに設計屋にも言われましたので、まずはそれはやめましょうと。ただし、隙間があって、せっかくキャノピーをつくったのに雨漏りがあったりするというのはやはり不便なので、それを施工後にできないかという相談をしましたら、設計屋は関係機関に調査をして、大丈夫だということで施工いたしました。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 関係機関という、その種類を教えてください。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

上北県民局でございます。消防署には特別相談はしておりません。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） ゆうべの断水の、先ほど6番議員から質問がありましたけれども、8時過ぎに私の家も当然断水して、途中から水が、エアーがからになったから、水も濁って使える状態ではないということで、その辺、ゆうべの事故だと思いますけれども、処置と時間、その辺を詳しく説明できますか。

○議長（田嶋輝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原田秋夫君） 時間というのは事故の時間ですか。断水の時間ですか。多分、事故った時間が7時前後だと思うのですけれども、その時間帯から断水が部分的に始まっていったと思います。最終的にうちの職員が通水開始終了したのが午前の1時半ぐらいで終了しております。

詳しい事故の経緯はわからないのですけれども、電柱に車がぶつかりまして、あと、消火栓を設置しているのですけれども、本管から引き込みして消火栓につないでいる管に事故った勢いで電柱がその引き込み管にぶつかって、破裂して漏水したという話です。事故の経緯はちょっとわからないのですけれども。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） ゆうべ、防災無線は、たしか8時半過ぎだったと思います。事故の、榎林地区の事故で断水中ということで、今処置中ということで、もしあれがもっと早くわかれば、それなりに。多分、その時間だったら、みんな夜の風呂入ったり、水を大変使う時間だと思いますので、そういうものがわかったら、もっと早目に防災無線を使って、地域に連絡してほしいと要望します。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第82号平成30年度七戸町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第 15 議案第 83 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 15 議案第 83 号平成 30 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 83 号平成 30 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 16 議案第 84 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 16 議案第 84 号平成 30 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 84 号平成 30 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 17 議案第 85 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 17 議案第 85 号平成 30 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 85 号平成 30 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 18 議案第 86 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 18 議案第 86 号平成 30 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 86 号平成 30 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 19 議案第 87 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 19 議案第 87 号平成 30 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 87 号平成 30 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 20 議案第 88 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 20 議案第 88 号平成 30 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 88 号平成 30 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 2 1 議案第 8 9 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 2 1 議案第 8 9 号平成 3 0 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 9 号平成 3 0 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 2 2 議案第 9 0 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 2 2 議案第 9 0 号平成 3 0 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

9 番。

○9 番（盛田恵津子君） 町長にお伺いします。

昨日、国のほうで改正水道法案が成立しました。このことについて町長にお伺いしたいと思います。

これから水道事業は採算がとれないという自治体が多くなってまいりますので、広域で連携して、老朽管の整備とか、または自治体が主導しているが、民間に運営を任せるとか、そういう法案ができました。それに取り組む自治体もふえてきております。我が町の水道事業を見てますと、近い将来、人口減少と、その老朽管の整備で大分負担がかかってくると思いますが、この法案が通ったことによって、町長はどのように考えていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） それについて、水道事業の関係の精査はまだ実はしておりませんが、確かに人口が減って、給水量というのは減ってきております。それから、石綿

管とか、そういったものの変更もまだ30キロも残っていると。この整備も当然必要ということではありますが、言われるほどひっ迫しているわけではないし、ある程度整備はしてきているということですから、ここ何年かでどうこうするというのは、私は必要はないのではないかと。それで、連携して古いのを直していくとかと言いますけれども、恐らくうちのほうは割と整備されたほうだというふうに思っていますから、連携して、むしろかえって負担がふえるようなことも考えられます。ですから、今あの法案が通りまして、その辺よく精査をして、これからの判断をするようにしていきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 9番議員。

○9番（盛田恵津子君） 私は一般質問で、何でも新しいものに取り組んで、早く取り組んでもらいたいと言いましたけれども、この件に関しては断固反対します。なぜならば、我々の大事な生命のもとである水の管理は、やはり責任持って自治体がやるべきである。民間に決して運営を任せることはしてはいけないと思います。世界的に見ても、きょうの新聞ですか、世界でやって267都市が一応民営化したら、ほとんどがまた公営に戻したということはサービスの低下、水質の低下、それから水道料金の高騰、そういうのがありまして、やはり水は大事である。自治体がちゃんと責任を持って、赤字であろうが何であろうがやらなければいけないということで戻っておりますから、町長はもう少しここをきちんと、皆さん住民とも相談しながら、これに乗ることのないように、早く取り組まないでくださいというお願いでもありし、また、いいところもあるかもしれません。広域でやってメリットがあるところはそれなりに取り組み、しかし、自前の水源がありますので、ここは七戸の水を守るようにしていただきたいと思います。これは私のほうのお願いでもあります。

○議長（田嶋輝雄君） 要望でよろしいですね。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第90号平成30年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第23 報告第26号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第23 報告第26号七戸町の教育に関する事務の管理及び

執行の状況の点検及び評価（平成29年度事務事業分）に関する報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上をもって、報告第26号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度事務事業分）に関する報告についてを終わります。

○日程第24 発議第9号及び日程第25 発議第10号及び日程第26 発議第11号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第24 発議第9号相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書の提出について及び日程第25 発議第10号被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出について及び日程第26 発議第11号教育の無償化・負担軽減に関する意見書の提出についての3件を一括議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

5番岡村茂雄君。

○5番（岡村茂雄君） それでは、まず3件一括ということですので、まず最初に発議第9号相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書（案）の提案理由について説明いたします。

皆様も御承知のように、ことしは全国各地で災害が相次いで起き、甚大な被害をもたらしました。多くの死者や安否不明者が発生し、今も避難生活を余儀なくされている方もおります。また、家屋の倒壊や土砂崩れ、大規模な停電、断水、道路や鉄道などの交通機関への影響も生じました。

被災自治体では、早期の復旧・復興、被災者の支援に全力で取り組んでおりますが、多額の予算、労力、専門的知識が必要とされております。的確に復興事業等に取り組むためには、長期的な財政支援が必要でございます。しかし、特別交付税には上限枠があります。そのため、復旧・復興に財政上の支障が生じないよう、特別交付税の特例的な増額や別枠措置、災害復興特例交付税のような、通常の特別交付税とは異なる特例を設けるなど、積極的な財政支援が必要です。そのようなことから、国会及び政府に対して、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するために提案するものでございます。

議員各位には、この趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

続きまして、発議第10号被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）について御説明いたします。

発議第9号でも述べましたが、大規模な自然災害が頻発しています。こうした中、災害で被災した住民の生活再建を支援していく制度を拡充することが喫緊の課題となっております。自然災害で生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、生活再建支援金を支給する被災者

生活再建支援法は、これまで一定の改善が図られてきました。しかし、同一の災害で被災したにもかかわらず、災害規模の要件が当てはまらず適用対象外となり被災者間に不均衡が生じている事例や、住宅の建設費など、多額の支出を要する住宅の再建に現行の支給額では不十分といった問題など、被災規模や支給対象、支給限度額などの課題が浮き彫りとなっています。特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められています。

このようなことから、国会及び政府に対して、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するために提案するものです。

議員各位におかれましては、この趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

続きまして、発議第11号教育の無償化・負担軽減に関する意見書（案）の提出理由について説明いたします。

少子高齢化や人口減少の急激な進行は、社会の発展に必要な活力を減退させ、将来の国民生活に深刻な影響をもたらすこととなるため、安心して子供を産み育てる環境整備が課題となっています。一方、次世代を担う若い世代に非正規雇用がふえる中、子育ての世代に幼児教育・高等教育に係る負担が大きく、この経済的問題が少子化の大きな原因の一つともなっています。こうした中、政府は貧困の差を断ち切り、格差の固定化を防ぐとともに、少子化対策を進めるため、「人づくり革命の実現と拡大」として、教育の無償化・負担軽減に向けた取り組みを進めようとしています。教育の無償化・負担軽減には、地方が重要な役割を担う施策が含まれておりますが、役割分担や負担のあり方について、地方との十分な協議が必要です。また、地方6団体も強く要望していますが、国の責任において実施に必要な財源を確保することが求められています。そのようなことから、国会及び政府に対して、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するために提案するものです。

議員各位には、この趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） これより提出者による一括質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、一括討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、順次採決します。

まず、発議第9号について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（田嶋輝雄君） 起立多数です。

したがいまして、発議第9号相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第10号について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（田嶋輝雄君） 起立多数です。

したがいまして、発議第10号被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第11号について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（田嶋輝雄君） 起立多数です。

したがいまして、発議第11号教育の無償化・負担軽減に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

○日程第27 委員会報告書について

○議長（田嶋輝雄君） 日程第27 委員会報告書についてを議題といたします。

本件については、平成29年第4回定例会において、所管に属する事務調査の継続調査として付託しておりましたが、各常任委員会及び議会運営委員会から調査報告が議長のもとに提出されております。

各常任委員会及び議会運営委員会からの報告は、皆様のお手元に配付している委員会報告書のとおりです。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長の報告ですが、省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

ただいま議題となっております委員会報告書について、採決します。

本件に対する総務企画常任委員長の報告は、一つ、企業誘致の促進を図るべきである。一つ、町税等徴収体制の強化を図るべきである。一つ、再生可能エネルギーの積極的な導入を図るべきであるの3件です。

建設産業常任委員長の報告は、一つ、産業の振興を図るため、高付加価値化、ブランド化並びに後継者育成を図るべきである。一つ、起業・創業支援を図るべきである。一つ、

生活路線及び生活排水路を計画的に整備すべきである。一つ、町営住宅使用料等の未収金徴収強化を図るべきである。一つ、公共下水道を計画的に整備すべきである。一つ、七戸町に適合した農地集積を図るべきである。一つ、公共事業等の早期発注を継続的に図るべきであるの7件です。

文教厚生常任委員長の報告は、一つ、文化財の保存・整備・活用を図るとともに、縄文遺跡群世界遺産登録（4道県共同）の推進を図るべきである。一つ、環境整備対策（不法投棄及び水質汚濁対策）の強化を図るべきであるの2件です。

以上12件を、町当局に要請すべきであるとするものであります。

本件は、各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、委員会報告書については、各常任委員長の報告のとおり、町当局に要請することに決定いたしました。

○日程第28 閉会中の継続調査申出書について

○議長（田嶋輝雄君） 日程第28 閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お諮りします。

本件については、皆様のお手元に配付している申出書のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、平成31年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査をしたいとの申し出があります。

本件を申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会及び議会運営委員会の申し出のとおり、平成31年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○追加日程第1 議案第100号

○議長（田嶋輝雄君） 次に、追加案件に入ります。

議案第100号、1件の追加提出の議案の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） ただいま、提出いたしました全議案を原案どおり可決くださいますことありがとうございます。また、議員各位にはお疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので概要について御説明いたします。

議案第100号工事請負変更契約の締結については、平成30年第2回定例会において

議決された七戸運動公園テニスコート改修工事について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額を変更する必要があることから、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

以上、1議案について追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） これより、議案審議に入ります。

追加日程第1 議案第100号工事請負変更契約の締結について（七戸運動公園テニスコート改修工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番。

○7番（佐々木寿夫君） 議案の説明書を見ているのですが、テニスコート2面が新しい追加工事で、ゴムチップ舗装、ゴムチップ舗装、廃プラスチックということになっているのですが、この2面をこのようにしたわけをお知らせください。

○議長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

まず最初に、大変申しわけございませんが、資料の2ページ、本庁舎耐震改修工事概要となっておりますが、七戸運動公園テニスコート改修工事概要となります。

ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。

今回、七戸運動公園のテニスコートは既存のもので4面ございましたが、2面がクレイコート、土のコートです。2面がハードコート、ゴム製の柔らかいコートということになっておりますので、2面だけ改修するわけではなく、4面全面を人工芝のコートに改修しております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） テニスコート4面の工事が1億6,700万円とかという、非常に高額になっているのです。テニスコート改修そのものには反対しないのですが、この工事費がやはり非常に高いという感じがするわけです。それで今、追加工事でまたさらに高い上に高くなっているものですから、この辺については、今説明でわかりましたが、テニスコートのこの改修の内容はわかりませんが、やはり金額的に高いというものであるから、その辺については考えてもらいたいと。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 要望でよろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第100号工事請負変更契約の締結について(七戸運動公園テニスコート改修工事)は、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長(田嶋輝雄君) 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

6番議員。

○6番(附田俊仁君) 議事進行というか議会の運営についてちょっと御提言したいのですが、先般、先ほどの議案審議の中で、指定管理のところ、第3セクターについていろいろと議論があったわけですが、第3セクターそのものがこの議会場で討論されるということが余り性質的によろしくないというふうに考えていまして、議長のほうから町長部局と相談の上、全員協議会という形で集中審議ということで、今後の経緯とか、いろいろ町長部局も説明をしたいこともあるでしょうし、またこちらから質問をしたいこともあるわけですから、関連なまず話し合いでもって、みんなでもっていい方向に進めていきたいというふうに考えておりますけれども、そこはどのようにお考えでしょうか。

○議長(田嶋輝雄君) わかりました。今、6番議員の御意見を尊重し、踏まえながら、これから進めてまいりたいと思います。あとはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 以上で今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

これをもって、平成30年第4回七戸町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時43分

以上の会議録は、事務局長原子保幸の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成30年12月7日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員